

一般旅客定期航路事業と旅客不定期航路事業

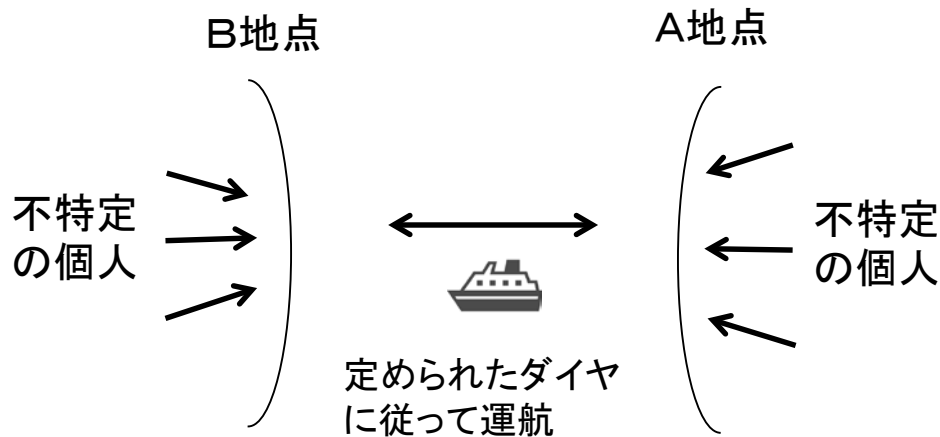
	一般旅客定期航路事業 (許可制(海上運送法第3条))	旅客不定期航路事業 (許可制(海上運送法第21条))
航路・ダイヤ	定められた航路を定められたダイヤ通りに運航(乗合運送) ⇒旅客の多寡にかかわらず運航する(第14条)	定められた航路を一定のダイヤによらずに運航(起終点を同じとする乗合または貸切運送) ⇒事業者の都合で運休できるため、乗船客が少ない場合などは運航されない可能性がある
運賃・料金	届出(指定区間*1は上限認可)	届出
船舶運航計画*2	届出(変更する場合はあらかじめ届出)	策定の必要なし
安全管理規程*3	届出	届出

*1 指定区間: 船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間

*2 運航ダイヤ等を定めたもの

*3 輸送の安全を確保するための社内体制、運航中止の判断基準、事故等の場合の対応等を定めたもの

一般旅客定期航路事業



旅客不定期航路事業

